

Ⅱ スポーツの本質究明と主体形成

1984年春季箱根研究合宿報告

— 1984. 4. 14~15 —

報告：(1) スポーツの本質究明と主体形成

内海 和雄

(2) 「スポーツと人間的自由」のパラダイム

上野 卓郎

参加者：川口智久，唐木國彦，早川武彦，藤田和也，伊藤高弘，山本唯博，柴崎涼一，村上修，神宮美智子

(1) スポーツの本質究明と主体形成

内海 和雄

1. 問題状況とテーマ設定の意図

国民スポーツ研究は、それ自体国民の民主的スポーツ活動の主体としての形成を意図したものであり、スポーツ運動も主体形成の一環にある。さらにスポーツの歴史学，社会学，心理学，生理学等々の研究も国民の主体形成に収斂されてゆく必要があるであろう。

しかしここでは特に、主体形成がスポーツの本質論との関わりで問題化されている状況を把握し、スポーツの本質研究のうえでの論点整理と課題提起を行おうと思う。

(1) スポーツ運動の分野から

新日本体育連盟東京都連盟の第18回総会（'83・3・6）決議によれば、クラブ活動の発展のためには、三つの活動すなわち①スポーツの技術的活動，②施設確保などの社会的活動，③民主的運営などの組織的活動を統一してすすめることを強調している。

①では、練習会の充実，指導陣の充実，競技会への参加，さらに初心者も上級者も大切にするクラブの建設を目指している。

②ではスポーツ活動の前提ともいえるべき、公共スポーツ施設，交通費，用具問題，スキーリフト

の子供，障害者への割引運動，さらにはそれらの確保のための自治体交渉，そしてスポーツを通しての平和運動などの視野も重視している。

③では「クラブ・君が主人公」を地で行くように、組織，財政，技術面で構成員の平等な権利義務を基礎とした民主的運営と組織拡大が強調されている。

以上の三点が、民主的スポーツ運動のめざす主体形成の内実として提起されている。そして、①②③の論点はスポーツの本質にとっていかなる関係にあるのか，その究明が求められている。

(2) 学校体育の分野から

学校における体育科教育では、体育科で子どもたちにどんな力をつけるのか，という学力論が問題となっているが，その学力像をめぐるはいくつかの論議がなされている（内海和雄『体育科の学力と目標』参照）。そのうちの一つの典型として草深直臣の提案（「国民のスポーツ権と体育科教育の任務」『保健・体育』民教連編）を見てみよう。草深は、「スポーツの権利主体にふさわしく獲得されるべき学力」として、①技術的・技能的能力，②組織・運営・管理能力，③スポーツの社会科学的認識の三点をあげている。

これは、先の新体連の①③②と対応すると考えられるが，はからずもここで，社会におけるスポーツ主体と体育科でのスポーツ主体の内実が一致していることが理解できる。そしてここでも，草深のいう①②③はスポーツの本質と関ってどのような位置と性格を持つのであろうか。

(3) スポーツと倫理・道徳性

敗戦直後の学校体育では，教科の内外を問わず戦前・中の軍国主義に悪用された経験を否定し，民主主義育成の旗頭としてスポーツが活用された

ことは周知の事実である。武道や体操などの個人種目とは異なり、スポーツの多くは集団種目であるから、協調心も培われ、民主主義のトレーニングの場として歓迎された。しかしその後の歴史は、あるいは現在のトップレベルのスポーツ場面では、それが民主主義の育成どころかかえって軍国主義の温存地帯となったり、勝利至上主義の弊害によって、チーム内の生存競争、そしてそれからくる敵対意識の壊成の場ともなっている。

このようななかで、スポーツと倫理・道德との関係の研究も進められてはいるが、スポーツが倫理・道德にとって善なのか悪なのかは未だ結論は出されていない。いずれにせよスポーツの本質とその究明の方法が未分化である間はその結論は導き出せないであろう。

(4) スポーツの競争性否定から

スポーツとはその本質に競争性を有し、そのことがスポーツの面白さを構成する一つの要因となっている。しかしスポーツをとりまく多くの競争的要因は、スポーツの競争性を幾重にも屈折させている。このようななかで競争性の質の識別ができず、いきおい競争性の全面否定を行うことにより、スポーツそれ自体をも否定する、たとえば「トロブス」論などの動きもある。

以上のように、スポーツにおける主体形成を追究するうえで、スポーツの本質究明は不可避な課題となっている。逆に本質論での論点が整理されることは、主体形成における論点もより鮮明化されることである。

2. スポーツ把握の先行研究とその特徴

ここに載せた先行研究とは、つい最近に読んだものであり、体系的研究総括に基づいたものではないことを先ず記しておく。(それは今後の課題として強く意識している)

(1) J・ミッチェナー『スポーツの危機——どこが間違っているか——』

ミッチェナーはこのなかで、スポーツをとらえるうえでの三つの視点として次のものをあげている。①参加する者にとっても楽しいもの、②健康

を増進するもの、③大衆に娯楽を提供するものである。ミッチェナーは②を彼の価値体系の頂点に置きたいと述べている。さらに彼は第4の視点とも言うべき、スポーツが人格形成に役立つかどうかの賛否両論を紹介している。そして彼自身は、「ひのき舞台で脚光を浴びるようなスポーツが、参加する若者たちの性格を変えてより立派な人間にすることに、はたして大きく貢献するかどうか疑問を持っている」(上、24ページ)との立場に立っている。

彼のこの著書は、全13章から構成され、現代アメリカにおけるスポーツが抱える諸問題を鋭くえぐり出したものである。その幾つかを掲げれば、スポーツにおける人種差別、性差別、少年野球での歪められる子供たち、マスコミの功罪、政治的利用等々である。

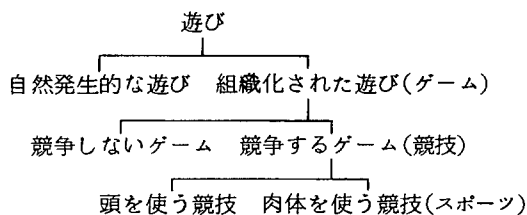
これら諸問題の多くは日本にも共通するものであり、日本の分析にとって有益だが、スポーツの本質との関わりにおいてどのように整理されるべきであろうか。

ミッチェナー自身はスポーツの全面否定を行うどころか、大のスポーツ愛好家であり、「健全なる競争は自然の摂理」(491ページ)であり「私は健全なる競争は大好きだ」(同)と述べ、スポーツの健全な発展を希求している。

(2) A・グートマン『スポーツと現代アメリカ』

これは、ウェーバー主義者を自認する歴史学者がスポーツ把握を試みたものであり、原題はFrom Ritual to Record (儀式から記録へ)である。

グートマンは、スポーツの概念規定を図のように遊びから降りて行き、Playful Physical Contests (P14 原著)と、非歴史的規定を行う。



そうしてそのスポーツが歴史的な変遷をとげる
ときその「文化背景によって同一ゲームの意味は
変わる」(P11)として、原始から現代へのスポ
ーツの変遷をえがき(表参照)、現代スポーツを

	原始的	ギリシヤ的	ローマ的	中世的	現代的
イ. 世俗化	○×	○×	○×	○×	○
ロ. 平等化	×	○×	○×	×	○
ハ. 専門化	×	○	○	×	○
ニ. 合理化	×	○	○	×	○
ホ. 官僚化	×	○×	○	×	○
ヘ. 数量化	×	×	○×	×	○
ト. 記録化	×	×	×	×	○

各時代におけるスポーツの性格

(○はあり、×はなしを示す)

7つの特徴を持ったものとしてとらえている。そ
れは表の縦軸にみられるように、イ. 世俗化、ロ.
平等化、ハ. 専門化、ニ. 合理化、ホ. 官僚化、
ヘ. 数量化、ト. 記録化である。これらの特徴は
現代社会の特徴でもあり、その社会の中にあるス
ポーツは、その文化背景の性格を帯びるのである。

これらの特徴は並列的に提起されているが、ス
ポーツの本質論から見た場合どのように構造化さ
れうのだろうか。

(3) A・ヴォール『近代スポーツの社会史』他
ヴォールの近代スポーツの把握の方法は、スポ
ーツの社会的規定の視点からとらえたものであり
次のようにテーゼ風に描き出すことができる。

1. 社会的・経済的基礎に規定された身体文化
の発展

ロ. 身体文化と近代スポーツの識別と統一

ハ. 資本主義的生産様式のもとでの近代スポ
ーツの誕生

ニ. 「抽象的・一般的な身体運動の体系」とし
ての近代スポーツ

ホ. 各時代の身体的要請を中軸とする身体文化
把握

ヘ. 身体文化の相対的独立、独自の発展性

しかし彼はこの中で、相対的独立性、発展性を
もつスポーツそれ自体の分析は行っていない。こ

の点について若干触れているのが『国際スポーツ
社会学』誌Vol. 1 の論文中の規定である。そこ
では、娯楽性、競争性、スポーツによる特殊な社
会構成、機能性があげられている。

このようなスポーツそれ自体の規定と、それを
支える社会的・経済的基礎はスポーツの本質把握
のうえでいかなる関係にあるのであろうか。

(4) 内海和雄『体育科の学力と目標』

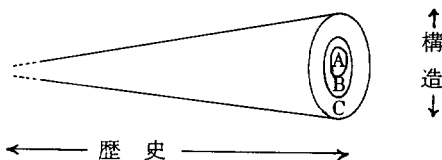
内海はこの中で、運動文化財とそれをとりまく
組織、社会、そしてそれらの歴史を含めたものを
運動文化として両者を区別した。

そして前者の運動文化財の構造を、本質(自然
的属性と社会的属性の対立物の統一)——実体(運
動技術——有用運動)——現象(スポーツの進行)
の三層としてとらえた。

さらに運動文化財は技術を媒介として人間に享
受されるのであり、科学=技術一般の性格と同様
に、それ自体の階級的な性格は中立的であり、両刃
の剣といえよう。

したがって技術学習の授業あるいは練習はそれ
自体中立的であり、そのことが即道徳性の高揚と
結合するものでもない。このことは、学習過程、
組織過程の重要性を如実に示すものとなっている。

3. スポーツの構造・歴史(スポーツ的世界の 形成)



スポーツの本質論に関してこれまでに提起され
た論点の性格を整理・分類してみると、構造的な
ものと歴史的なものに分けられる。

スポーツの本質に関していまここではその構造
の把握について述べてみると、上図にみるように
A, B, Cの三層構造が描けるであろう。

A——スポーツそれ自体……運動文化財、スポ
ーツ的世界の中核。これは、冒頭に述べた新
日本体育連盟東京都連盟の①スポーツの技術

的活動であり、学力論における草深の、技術的・技能的能力である。

さらに、スポーツそれ自体がもつ競争としてグートマンのロハニヘやミッチェナーの健全な競争、さらにヴォールのニホヘである。

そして内海の本質・実体・現象という三層はまさにこのAのレベルでの構造化である。

B — スポーツ組織の活動……クラブ、連盟など、スポーツ固有の組織とその活動である。

新体連の③民主的運営などの組織的活動や草深の②組織的・運営・管理能力がこれに対応する。さらにスポーツの国際組織等もこの延長線上に位置づくであろう。

グートマンのホ（官僚化）もここに入る。

C — スポーツの社会的意義……社会、地域へ世界におけるスポーツの意義、社会体制、マスコミ等、スポーツの世界の基底。

ヴォールのイロハはまさにこの最も外側である社会的基底からのスポーツの位置づけとスポーツの社会的機能、およびそれらの歴史的展開である。さらに新体連の②施設確保などの社会的活動、草深の③スポーツの社会科学的認識もこのレベルに対応するであろう。

またグートマンのイはここに入る。

さらにDともいうべき、スポーツ活動主体の主観的スポーツ観があげられるであろう。これは、これまでみてきた客体としてのスポーツを反映しつつも、主観としてのスポーツ観として再構成されたものである。

さて、上記のA B C およびDの各階層はそれぞれのレベルに応じた階層と構造を持っている。

また歴史的にも現代へと発展を示していると考えられる。

ところで、先の内海の論文では、Aの三層構造の最も根本的なところをスポーツの本質と呼んでいたが、以上のようなスポーツ的世界が描かれるとき、「スポーツの本質」とはいったい何を満たすことによってそう呼べるのか、ということは概念規定上重要な問題であり、今後の課題としたい。

4. スポーツに関する競争

以上のような構造と歴史でスポーツ的世界がとらえられるとき、多くの著者から語られているスポーツに関する競争はその構造とのかかわりにおいてどのようにとらえられるのであろうか。

(1) スポーツ参加における競争

これはこれまで社会的な差別として言われてきたことである。階級、人種、性などである。ミッチェナーはこのいくつかの点を強調したし、グートマンも同様である。ヴォールは『近代スポーツの社会史』の中で次のように述べている。

「万人のためのスポーツはあらゆる社会的、民族的、階級的、性的、人種的差別の除去を前提とする……（中略）。少年の賃労働の廃止、労働時間の短縮、農村の機械化、都市と農村の格差是正、学校制度の充実、大衆への国家的援助」。

新体連東京都連盟の決議にあった②施設確保などの社会的活動とは、自治体との交渉等をも含むものであるが、高額な民間資本による営利的スポーツ施設が多くなっているなかで、自治体や国による公共のスポーツ施設の建設とその運営の民主化等はまさに、国民にとってスポーツ参加における競争そのものである。

(2) スポーツそれ自体がもつ競争

スポーツとはそれ自体の文化様式として競争性を持っている。グートマンのロハニヘはもちろんヴォールも競争性を現代スポーツの特徴として掲げているし、この点での例は枚挙にいとまがない。

この点での否定はスポーツ否定とならざるをえない。その典型例が冒頭に述べた「トロブス」論である。人間が二人集まればそこには何らかの競争性が生まれる。それが良く生きれば相互に励まし合う力となる。他方それが悪しく働けば蹴落しの手段である。後者をもって前者をも全面否定することはあまりに短絡化しすぎているのではあるまいか。

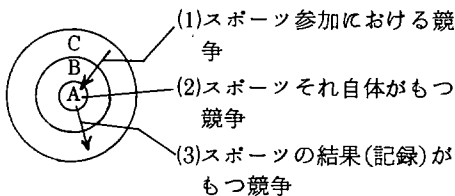
(3) スポーツの結果（記録）がもつ競争

これは勝利の持つ社会的意味とでも言えよう。グートマンのヘト、ミッチェナーも多くこの点に

は触れている。つまり勝利至上主義、賭、奨学金、コマーシャリズム、ナショナリズムなどがここでは関ってくる。

非常に接近した記録でも1位と2位ではその社会的意義は違ってくるし、そのことが逆に(2)のスポーツそれ自体が持つ競争性をゆがめることになるのである。

以上の、スポーツに関する競争の三つの側面を先のスポーツの構造との関係で見ると図のようになるであろう。



つまり(1)スポーツ参加における競争とは、構造におけるCの立場からB、Aへの接近のうえでの競争である。(2)スポーツそれ自体がもつ競争とはまさにAのスポーツそれ自体が文化的性格として持っている競争性のことである。そして(3)スポーツの結果(記録)がもつ競争は、Aないしは(2)がCという社会的背景のもとで持つところの意義なのである。

このように見るとき、スポーツに関する競争の総てが問題なのか、それとも(1)や(3)の方に問題があるのかが目瞭然である。スポーツという文化の正しい継承・発展のためにもこのような識別のもとに、是非を明確にして対応してゆくことが必要であろう。

5. その他若干の論点

ここでは以上では触れられなかったその他の、スポーツの本質に関する若干の論点に触れ、今後の課題としておきたい。

(1) スポーツの「中立性」について

内海は、スポーツの本質(構造におけるAレベル)は技術を介して習得されるところから、その階級的な性格は両刃の剣的存在であり、そのことが即倫理・道徳上の向上あるいは低下に関わるもので

ないこと、そしてそれは政治的な意味でも階級的なものでないのではないかと述べた。

この点でA・グートマンはウェーバー主義の立場から、スポーツの本質についての階級性、ないし中立性については中立的・脱階級的に扱っているものの、論理的に結論付けて述べているわけではない。

しかるにA・ヴォールの場合『近代スポーツの社会史』の212頁以降では、「スポーツの中立性」をきっぱりと否定している。中立性を主張するとき、それはきわめて政治的な意図に組み込まれるときの隠れみのに使われたことを例証しそう結論づけている。

しかしヴォールのその議論は、構造のABCすべてに関することではなく、B、Cというスポーツ組織あるいは社会的意味のレベルのことではないかと思う。ヴォールのスポーツ把握の方法におけるニホへはまさに、Aに関しての、中立的性格のものではないかと思われるからである。

(2) 労働とスポーツの関係

ヴォールは同書137ページにおいて身体文化と生産について触れたなかで、スポーツと労働は「同根異種」としての把握をしている。内海も同様であるが、プレイ論的スポーツ論からはこうしたマルクス主義的解釈への異論も出されており、今後より一層深めるべき課題である。

(3) 身体文化、スポーツ的世界の総体的把握

内海は前書の中で「身体文化と教育の構造」を研究テーマとしているが、ヴォールも身体文化と近代スポーツとを明確に識別している。ヴォールのこの点はグートマンにはない一歩進んだ点である。

しかしヴォールの意味する身体文化の範囲、その内的構造の解明は今後の課題である。

さらに、スポーツについても、その構造におけるABC、そしてその全体の歴史的展開は、これまでの技術史、競技史、組織史、制度史、思想史等々の個別の領域を視野に置くものであるが、それらが統合されたような記述上の方法はあるかということも追求したい課題である。

(4) スポーツと民主主義

以上、スポーツの本質究明と主体形成について、主に本質論を中心に議論をすすめてきた。本報告はそのための第一報とも言えるものであり、今後の議論の論点提示をしたものである。

ところで以上の課題は、総体としてあるいは究極としてスポーツと民主主義との関連を問うことになるであろう。

現在の社会における主体形成の内実はとりもなおさず民主主義の担い手としてのそれである。しからばスポーツの分野において民主主義とは何か、それを担う主体像は何か、どのように形成されるのか、等が強く求められている。

(2) 「スポーツと人間的自由」のパラダイム

上野 卓郎

I 主題の設定と理論史的焦点

スポーツの本質究明と主体形成というテーマへのアプローチとして、その両項をそれぞれ別個に論じてその両者の統一をはかる、あるいはどう統一するかの方法をさぐるという論理がある。しかし私は、主体形成の理論構造にとって本質究明の論理が要となるという見地をとる。文化としてのスポーツの特質把握に関して、虚構性の問題などの検討は不可欠であるが、その前段として本報告では、同化・異化論による認識論・実践論、対象化・非対象化論による労働論を本質究明の理論的枠組に導入することを提起する。私のスポーツ論的視点は、あくまでも人間的自由の追求にスポーツをみるということである。そしてこのことに主体形成も関るとみる。荒削りなデッサンとして私のスポーツ本質論の枠組を次の(1)で提示して本報告の前提とする。

(1) 理論的基礎を、主体・客体の弁証法とその唯物論的理解、したがって認識論におく。しかし、それを単なる認識過程の理論とするのは一面的である。スポーツ的世界、スポーツ空間を自然に制約されたものとみなすと同時に自然から自由になる過程として、そうするとまた人間としての制約をこうむるものとして把握する。ここで、人間が

形成したスポーツの実在的・客観的構造を諸関係の中で論じること、つまり連関が存在することとそれがいかなるものかを明らかにする構造論が重要である。その連関は、スポーツ・人間・自由、その基礎に、自然・文化・社会という総体性を形づくと思う。しかし、この総体性の把握とその理論構成は簡単にはできない。さしあたり、スポーツというものとして共通に了解しうるものは何かを確認する必要がある。それは日常の行為とは異なるものとして了解しうる。このとき、日常・非日常、実用・非実用のカテゴリーが有効性を発揮する。そして、ドラマ性を含むものとして、人間も含む自然の制御をスポーツ活動の意味論的契機においてつかむことができよう。ところで、スポーツの本質にふれるとはどういうことか、あるいは、どのように本質をつかむかという問題がある。ここで狭義の認識論として論じる必然性が生じるのではないか。スポーツをする人がストレートにスポーツの本質を認識しえるわけではなからう。直観的につかむことが多いし、“これこそがスポーツの本質だ”式の認識が吐露される。それは貴重ではあるが、それをスポーツの本質論とするわけにはいくまい。また、その直観と理論的認識にはズレが生じる。そのズレを明らかにすることも本質論の課題であろう。これを同化・異化論で論じることができるのではないか。以上のデッサンには、時・空間論によるスポーツ史研究の成果や技術・組織論と本質論の関係論理などを理論構造の中に有機的に組込むことが欠落している。ここでは、スポーツの構造と本質（あるいは認識）という枠組の重層的解明の必要性を強調したかったのである。私の問題意識では、異化作用を及ぼすようなスポーツ論が少ないのではないか。このことがとりもなおさず主体形成の問題にも、とりわけ歴史認識と関係認識に関して、重大な意味をもっているのではないか、ということが根底にはある。

(2) ところで私の問題意識と密接に触れ合うところで、草深直臣「運動文化論の生成と課題」（『立命館大学人文科学研究所紀要別冊』1983.12）

が、「同化・異化の弁証法的視点」がもたらすスポーツ論上の画期的転換について述べている。それは、伊藤高弘氏の理論を明確に整理した点で私の上述のデッサンよりはるかにすぐれているが、「同化・異化」それ自体に説明が不足しているように感じる。少し長くなるが草深氏の整理をみよう。

「主体が虚構空間に働きかける過程とそこで生み出した世界に対して時・空間論の導入と、主体の空間からの反作用と生理的・心理的・技術的変化に対する科学論とを統一する方法論の創造」という視点から、「時・空間＝支配空間の拡大＝自由の拡大」としてスポーツの特質を規定したのが伊藤高弘「地域スポーツ計画と主体形成」（大修館，1977）であった。草深氏によるその理論史的意義づけが以下の文章である。「これは、主体（人間）の創り出す『もの』＝スポーツそれ自体の構造と機能の本質論究明と、客体としてのスポーツが主体に反作用・機能する価値規定と価値意識とを連関性において把える点で、極めて重要であり、この『同化－異化』の弁証法的視点は、従来の『スポーツ』論がともすると活動の主体の側に則して機能主義的に究明しようとした（従ってそれは多分に主観主義的観念論となった）のに対して、客観的実在としてのスポーツの本質究明にとって画期的転換をもたらすものであり、今後一段と精緻に追求されなくてはならないであろう。」（傍点・上野）明らかに「連関性において把える」ことが「同化－異化」と等置されている。が、なぜ説明抜きのカテゴリーを使用するのか、はたして「同化－異化」とは「連関性において把える」ことなのか。理論的課題の再構成には学ばせてもらいながらも不満点を言えば以上のようなカテゴリー論に求められる。とはいえ、これも私の課題なのであるが。ここで大事なのは理論史的焦点が確認されることである。

II スポーツ論とドラマ論の結合——木下順二

私の郷里の五高出身の戯曲家・思想家・木下順二の作品や文章をこの間まとめて読んでいたら、

『ドラマが成り立つとき』（岩波書店 1981）に出会って一種の衝撃を受けた。私はこの書物からドラマと馬術の本質把握、さらに人生と歴史認識と非日常の意味連関などを学んだのである。とくに、日常的に使う言葉だが「ドラマティック」とは本来何なのかを考えさせられた。以下、書名と同じタイトルの文章から引用する。同書には他に「馬術とドラマと」、「感覚と技術と」、「馬術の持つ意味」という主題的にも興味深い文章が収められていて、その内容を紹介したいが、紙数の関係上省かざるをえない。引用する箇所は私が最も衝撃を受けた文章である。

「日常の中で水で薄められてしまっているもの、見まいとすればそれを見なくても済んでしまっているもの、そういうものを舞台の上で、限られた時間と限られた空間の中で、単に“人生の断片”を切り取って見せるというのではなく〔注：木下はこれを自然主義として批判する〕、ちょうど馬が、前へ押し出す脚の力とそれを控える拳の力でぎゅうっと収縮させられてすぐれた舞いを舞うように、凝縮させ引き絞めて一つの小宇宙として自転させる。それがドラマというものだと思うのです」（28頁）。ここに馬術の本質とドラマの本質を結合させた、まさに凝縮した思惟が感じられる。木下は、“真実の人生”はなかなか生きられないが、それでもそれは何かを考える上で“いいドラマ”は大きな意味をもつという。「ブレイクがどこかでこういう意味のことをいっていました。“現代人は、あまりに多くの未清算の過去を残したまま未来を急ぎ過ぎる”」「何とかして取り返そうとする、実はそんなことはできないんだけどもそれをどうにかしようとする努力、意志、人間存在、そういうものが、ドラマの一番根本にはある」（10頁）。これは実は歴史認識にも関するのであるが、ここではドラマツルギーをスポーツ論と結合すべきだろうという感覚的レベルでの提起にとどまる。

III マルクスの「包括的契機の弁証法」

この項は一見主題とは無関係に思われるかもし

れない。報告では課題への哲学的分析視角の設定への前段として提示したが、実際の提示は本質究明の論理に関っていた。というのは、関係、関連、連関性というカテゴリーがポイントとなることは明白になってきているが、図式的「弁証法」（形容矛盾だが）の克服はなお今日的課題であるからである。『経済学批判要綱』序説の「生産の分配、交換、消費にたいする一般的関係」から引く。

「一定の生産は、一定の消費、分配、交換を規定し、またこれらのさまざまな諸契機相互間の一定の諸関係を規定する。もちろん生産もまた、その一面的な形態では、それはそれとして他の諸契機によって規定されている。」（傍点・上野）

ここでは、生産にかんして、(一)それが、分配、交換、消費などとともに一つの総体を構成している一分肢、一契機にすぎないということ、(二)そうであるにもかかわらず、生産こそが、生産、分配、交換、消費を包括している契機（包括的契機）であること、以上二つの規定が注意深く区別されている。「その一面的な形態」における生産とは、明らかに(一)の規定を意味している。関係の総体が、関係を構成している諸契機とは異なる第三者として立てられるのではなく、諸契機のうちの 하나가それ自身一つの契機にすぎぬという否定的側面をもちながらも、総体を代表し包括する契機として定立される。この包括的契機の弁証法ともいえるべき方法は、ヘーゲルの『論理学』の「本質論」において詳しく展開されているが、マルクスは本草稿の全編にわたってこの方法を意識的に適用している。なお、「一面的」の原語は einseitig であるが、この用語にもマルクスは独特の意味合いを含ませているから注意を要する。というのは、「一面」の「面」とは Seite のことであり、これは一つの関係を構成する項（ラテン語で terminus）を意味するからである。したがって、「一面的な形態」における生産とは、まさしく「関係の一つの項をなすにすぎぬという形態にある生産」という意味である。（『マルクス資本論草稿集①』、大月書店、1981、高木幸二郎・良知力訳から）

IV 「同化・異化」論ノート

佐藤毅『現代コミュニケーション論』（青木書店、1976）の「異化論」の理論展開を次のように再構成して報告した。(1)主体・客体の弁証法とその唯物論的理解、(2)人間の本質的理解（デュナミスとエネルゲイア）と労働観、(3)認識における同化と異化（主体の認識方法における保守と革新）、(4)歴史的主体と人間性の全面的発達への途、(5)記号と主体（主体的同化と客体的同化）、(6)意味の拡張と大衆。

(1) 主体は、客体＝自然＝物質に「憑きまとわれる」（ドイツ・イデオロギー）かぎり「客体－内－存在性」ともいえるべきものである。客体の主体化は主体の客体化の先行性の中で問われる。すなわち、主体の客体化ゆえにまさに客体の主体化が生起するのであって、その逆ではないことがポイントである。主体の客体化を媒介とした主体による主体の否定、つまり自己否定＝自己変革論理－弁証法的発展の論理をそこでつかむことが大事。

(2) 主体の客体化は、人間性＝「その現実態（エネルゲイア）においては社会的諸関係の総体」（フォイエルバッハ・テーゼ）に対応する。では、その可能態（デュナミス）においてはそれは何か（藤野渉の問い）。エネルゲイアにおいて客体化した主体は、客体化を媒介とした主体の否定の論理を契機として、デュナミスにおいて逆に客体を主体化する「創造者」として立ち現れる。人間の本質的理解におけるデュナミスとエネルゲイアの運動の視点がポイントである。労働観では、その歴史貫通性と歴史規定性（自然と社会）の理解が鍵である。人間と自然の物質代謝（素材転換）という「自然史的」パースペクティブでの労働過程把握は、人間生活の永久的な自然条件として歴史貫通的であり、主体が客体に働きかけつつ新たな主体に転化するものとして把握しうる。しかし同時に、労働は人間の目的定立的活動であり主体的合目的意志の貫徹であるかぎり、歴史規定的なものである。

(3) ここが中心的展開である。次の前提的理解が必要である。認識とは、人間の労働、広くは実

実践を媒介とする客観的实在の反映過程であること、すなわち、実践における主体と客体の弁証法的過程の一環であり、客体の認識主体をつうじての觀念的再生産（客体を反映する表象、概念、理論などの反映像の形態での）であること。この認識主体とは(1)でいう「主体の客体化ゆえの主体化」という実践主体と同一である。さて、プレヒトの「異化」の方法に関らせていえば、それは、日常的なものを非日常的なものとしてとらえること、既知の中に未知を「読む」こと、主体による主体の自己否定の契機である。他方、未知の対象を既知のカテゴリーに取入れる（同化させる）働きが同化である。この異化と同化は、主体的な認識方法であり、未知のまま、既知のままという判断中止的な認識方法とは対立する。次のようにシェーマ化される。同化＝未知の既知への還元作用＝認識主体の「認識の枠組」の補強・強化＝そこでの自己認識は自己肯定的契機をもつ＝保守的性格。異化＝既知の未知への転換作用＝認識主体の既知としての「認識の枠組」の部分的にしろ否定＝そこでの自己認識は自己否定的契機をもつ＝革新的性格。異化の一面の強調は誤りである。同化があってはじめて異化が可能になるという理解が大事である。プレヒトにもその一面性（歴史的状況に由来する）が見られるが、中井正一の場合も、認識のレベルで既知なるものへの無限の否定＝全否定に連なる論理がある。これは、ハイデガーの「投企」概念（「投企」する主体が歴史を誤ることがあることを無視する主体性論）の影響を払拭できぬ論理である。

(4) 異化とは新しい既知を志向して既知のなかに未知を「読む」こと、既知をふくらませていくことであった。ところで、人間は謬りをふみしめながら歴史に投企してきたが、その人間は同時に歴史の前に投げ出されている人間でもある。そのような歴史を読む目、客体のなかに新しい客体を読む目、それこそが異化の目である。歴史的主体は、同化→異化→同化'→異化'→…の無限の発展的サイクルの中で認識の深化を獲得し、蓄積していく。そこに人間性の全面的発達への途がある。

このように異化をキーワードとする歴史と主体の把握による全面的発達の展望が示されよう。

(5) これまでの文脈の中でフーコーのエピステーメ論の意義がとらえなおされる。フーコーによれば、17世紀以後、言語と世界の深い依存関係が崩壊し、記号（シーニュ）が、それが記号であるところのもの（シニフィエ）といかにしてつながりうるかが問われるようになった。その意味で17世紀は新しいエピステーメへと確実に転換した世紀であった。そうすると、たんに表象の分析によってではなく、意味と意味作用（シニフィカション）の分析によって答える必要が生まれる。近代になって「言葉」と「物」との「知」における「類似関係」が失われたというフーコーの洞察は、次のように言い換えられる。近代は新しいエピステーメを生んだが、それは「既知」を崩壊させ、「既知」を「未知」に置換させた。これは時代としての異化の作用である、と。次に、同化への考察が興味深い。同化は、主体的同化と客体的同化に区別され、後者は、操作される同化である。偶像にひざまずく敬虔な信者、ファシストに熱狂の拍手を送る大衆は、意識のうえではまさに「主体的」な、しかし客体化した主体であり、操作者の笑いが陰にある。現代の主体の考察にとってこの同化の区別は重要である。

(6) 最後に、意味の拡張方向について。本来なら中井正一の議論をふまえながらここでの展開を整理すべきだが、すでに枚数を超過した。極度に要約すると、これは他人の関心において同方向への意味充足を予想して手渡すことである。主体における「見る」、「見直す」は、次にパスされる主体によって「見られる」、と同時にその主体による「見る」、「見直す」過程に接続し、拡張していく。これはけっして拡散過程ではなく、無限に拡張する過程であり、大衆が自らを「科学」しつつ、限りなく「組織化」していく過程である。この点で戸坂潤の大衆論に学ぶことが大事。

註)プレヒトについては改めて佐藤氏の議論を紹介したい。木下順二のプレヒト論に共通したものを感じたというにとどめる。

V 労働における「対象化・非対象化」論ノート

今村仁司『批判への意志』（冬樹社、1983）の「労働観の変容とパラダイム」を中心に、以下の三項を軸にその理論的要点を報告したが、本稿では第三項についてのみ内容を記す。

①労働論におけるマルクスの先駆性（労働の多様性の概念の重要性—人格・自由・自立とのつながり）、②市民社会における労働観と、豊かさ像の転換（スミス、ヘーゲル、初期社会主義における伝統と革新）、③フーリエ、マルクスの労働論＝対象化労働と非対象化労働。

根本テーゼは、生産と労働の区別（生産としての労働と労働それ自体）すなわち労働の二重相を鮮明にすることである。生産としての労働（経済的労働）が対象化労働と呼ばれ、労働それ自体が非対象化労働と呼ばれる。〔そうすると、対象化としての労働の一般的理解と大分食い違うことになるが、あわてずにその論理を追おう。〕その両者の関係論理は存在論的に把握されている。つまり、人間が世界の中で生きること、「生活」の存在は、対象化なしにはありえないが、同時にその対象化を可能にしうる非対象化の活動を基礎にするというのである。非対象化の活動とはとらえにくいが、原理的には共同的・協働的性格をもつもので、社会生活の根本地平と特徴づけられる。ギリシャ以来のヨーロッパ思想史の伝統は、人間と世界とのかわり（関係行為）を「対象化活動」に即して考える、つまり、世界の中で生きる人間の「存在」を「対象化」「生産」の角度から了解するものであった。この「対象化活動」「生産」は何よりも存在論的概念であり、存在論的概念であるかぎりでは西欧の思想の在り方を根本のところまで規定しつづけてきた。しかし、マルクスの経済学批判という存在論的批判〔この特徴づけに注意〕によって労働の二重性があばき出され、生産としての労働とは原理上異なる労働自体の存在様式が現出することになったという総括がなされる。西欧の伝統的世界像の存在論的基礎の確認は興味深い。

	対象化活動	非対象化活動
フーリエ	「いやな労働」、強制労働、奴隷的労働、メカニカルな労働。	「楽しい労働」、 「魅力的な労働」、 ひきつける労働、 結合労働、協働、 美的労働。
マルクス	具体的有用労働。 「生産」ともいい 換えられるように 具体的な活動で、 可視的。	抽象的人間労働。 人間の労働ではあ るがつねに「抽象 的」にしかありえ ず、不可視。概念 的構想力をもって 初めて把握可能な 最も根源的な活動。

非対象化活動を了解し記述する地平は「時間」に求められる。対象化活動の時間は、経験的な時間（時計・カレンダー）でつかみうるが、非対象化活動はもはや具体的・経験的「時間」ではとらえられない。具体的な「時間」を生み出す当のものが非対象化活動であり、その時間だからである。非対象化活動の固有の時間性はやはり非対象的、「抽象的」である。非対象化労働とその時間の関係は、一方に労働、他方に時間、後者から前者を「計測する」という関係ではない。その流動が「時間」そのものなのである。労働時間も、生産的労働、具体的有用労働の場面のみに関る労働（の）時間ではなく、労働＝時間として定立される。古典派には非対象化労働も非対象化時間論も全然なかった。マルクスにおいて初めて労働論と時間論の両面でひとつの理論上の革命があったのである。

重要なのは、分離せる「生産」と「労働」を、対象化と非対象化を、ひとつに合体して日常的な労働生活、生活世界全体を再編成することであり、これが「労働の解放」と「労働からの解放」の両面を含む「労働の変革」、生活様式の変革の枢軸であるということである。

結論的部分を説明不足は承知でまとめよう。フーリエ、マルクスの労働の本性は美的本性ともいふべきものであり、美的労働とはフーリエ風に言うところ「楽しい(atrayant)労働」であった。美

学的用語法で対象化と非対象化との新たな統一が示される。ポイエーシス（対象化＝生産，制作）—アイステーシス（受容＝非対象化）—カタルシス（享受と浄化にして非対象化的協働）の統一。ここで、生産する行為とその結果を「受容する」とともに「享受する」行為が統一される。このことは、かつて部分的に世界のコンテクストから分離されて実現されてきた美的活動が今や日常生活世界の根本性格として、世界存在の根本様式として登場することを意味するとされる。

この結論的部分は、「労働観からみたマルクス」（『別冊経済セミナー、マルクス没後100年』，日本評論社，1983. 2.，『社会科学批評』，国文社，1983. 所収）に詳論されている。しかし，この結論的部分の詳論は批判的に分析してみる必要があり，その結果，労働美学とスポーツ美学の比較研究という領域が生れるかもしれない。

以上，佐藤，今村両氏の理論から学んだが，それを冒頭のデッサンとつぎ合わせるのは今後の仕事である。

註 報告では，スポーツ論状況を管見の文献から垣間みた。本稿では文献名を挙げ，若干のコメントを付すにとどめる。

(1)山本徳郎「スポーツの変遷」(丹羽劭昭編『スポーツと生活』，朝倉書店，1982)なお，同「体育とスポーツの行方—その文化性をめぐって—」（『スポーツの文化論探究』，タイムス，1981）も参照。—「スポーツ労働」論をマルクス主義スポーツ論と規定し，それとホイジンガ文化論との統合をはかろうとする「仲人」論。「スポーツ労働」という方法概念によって今やスポーツは商品化＝資本主義化＝近代化の可能性(!)を獲得したという。方法概念（つまり対象・実体を示す概念でない）としての「スポーツ労働」がスポーツ（行為）商品化の全面化（資本主義化）への論理だと理解されていることに注目。近代化の指標は見当違い。

(2)草森紳一『ナチス・プロパガンダ：絶対の宣伝④巻・文化の利用』（番町書房，1974）—ナチスによるスポーツとオリンピックの利用を論じながら，その実，ナチス体育の体系から類推的にス

ポーツについての「そもそも」論をひきだすナチス免罪の論理。スポーツが闘争本能をそらし，同時にかきたてるという矛盾的存在として示され，ナチスのその利用はこの矛盾を見抜いたものとしてむしろ当然視され，ナチスに抗するスポーツの姿はなくなる。この議論の帰結がナチス免罪となるのは明らかであろう。

(3)以下の二つはここではごく簡単に。①影山健「競争だけがスポーツか?!」（『レクリエーション』，1983. 11.）—競争原理にもとづく体制化されたスポーツの否定としての「トロプス」(sportの逆読み tropes = 反スポーツ)論，②佐伯聰夫「スポーツ・ブーム支える社会状況」（『エコノミスト』，1983. 4. 12）—「近代の原理」を競争原理に一元化・心理主義化する「現代の神話・祭典＝スポーツ論」。これらスポーツ社会学者の論調は，スポーツ発展のモメントを見失っている。

(4)『正論』1984. 5. 特集「スポーツの世相史」。論者は松本健一，加藤泰義，増淵宗一。最後のキーワードは「歩行の無限追求としてのスポーツ」。

〔討論のまとめ〕

報告にひきつづき内容を理解する上での質疑が行われた。

1. 構造A，B，Cのうちスポーツの社会的機能（C）の意味及びそれが主体形成における学力の内容とスポーツ運動における活動内容と対応関係にあるとする理由について。

2. 先行研究の総括について。

3. 構造と構造的性の違いについて。

4. 構造の内容A，B，C及びDの関連。

5. 構造A B C Dによって客観的に存在するスポーツを映し出せるかということについて。

6. スポーツにかかわる三つのレベルの関連とそれぞれの内容について。

7. スポーツの本質究明におけるアマ，プロスポーツのかかわりについて。

8. 構造モデルの図式——時間的経緯の表現のしかたについて。

これらにかかわってなされた回答の一部は大略

次のようなものであった。

社会的機能或は制度という言葉はヴォールが『スポーツの近代社会史』において用いたスポーツ把握の方法を応用したものである。スポーツの技術的活動(A)，組織的活動(B)，及び社会的機能(C)，はスポーツの現実場面で複雑にいられているためにここでは論理的レベルでの焦点化である。しかしCはAないしBと違いもっと広く社会とかかわるものである。したがって主体形成というスポーツの社会科学的認識はAやBだけに含みきれないものであり、Cの問題であるから対応してよいと考えた。またCはヴォールが経済的基礎、生産様式から規定している。そう言った生産関係における上部構造のもとでのABC或はCを考えているのである。

先行研究の総括は十分にやっていない。自分は教育実践からのスポーツ論研究であり、それに本質研究を結びつけたものである。ミッチェナー、グートマン、ヴォールなどはそれぞれ本質論的意味をもって展開しているが、その異なる次元のものをどう整理するか、いろいろな特徴、方法を結びつけ、それに近づくためにどう視点をもつか。それを集約し、モデルはそこから導いたのである。

現在スポーツの競争がもっている意味あいの違いが無視されてスポーツの全面否定がなされたりしている。そこで何がスポーツを取巻く競争であるか、対象をすっきりさせる必要があった。多くの人はスポーツを競争をもつ文化として認めている。しかし競争についての混乱がある。競争には差別・格差と結びついたスポーツ参加における競争(イ)、競技様式としてのスポーツそれ自体がもつ競争(ロ)、それにスポーツの結果がもつ競争(ハ)がある。特に(ハ)はスポーツのもたらす結果が勝利の社会的意味を奇形化し、それが(ロ)の競争の中に反映している。歴史的にみれば近代スポーツでは競争が(イ)から(ハ)に移ってきているのが特徴であり、それが(ロ)の競争の奇形化をつくり出している。

次にスポーツの構造について言えば、それは技術、組織、社会機能という階層をもっているし技

術のレベルにも構造化がある。つまりそれぞれの階層に応じた構造化もあるということである。その意味で「社会的機能」は複雑な構造化をもっており、しかもそれぞれが階層を越えた一つの構造化をもっている。

などなどの質疑のあと討論の柱は次のようにまとめられた。

1. 研究方法上の問題について

主体者形成の課題に応えるためにスポーツの本質究明が必要だとするならば、何故にモデルが最初に出され、本質論が冒頭に問われるのか。

2. スポーツの構造について

三つの要素(階層)がスポーツの構造となりうるのか。スポーツの本質を問うさい報告者のABC論を土台にし本質論を展開するときのスポーツ構造を考えたい。そのさいヴォールの言う土台、上部構造論の捉え方で上部構造におけるスポーツの独自性という形でヴォールは展開しているのではないかと報告があったが、そのような見方でヴォールを捉えてよいのか。或はそのような観点からスポーツの本質が展開しうるのかどうか。

②プレイ・エレメントがスポーツ構造の中に位置づいてくるのか。

3. スポーツの競争について

スポーツの本質的問題として競争をとらえてよいのか。よいとする時三つの層でとらえてよいのか。またそれがスポーツの競争をとらえることになるのか。

4. モデルの歴史軸について

モデルには歴史軸がある。芝田は技術過程という言葉を使い、報告者は活動という言葉を使う。それを歴史発展の本質をもったスポーツがどんな矛盾をもちながら発展の契機をつかんでいるかの点で歴史性の軸での発展の契機について論じたい。そのさい労働との同根異種もどのように位置づかき問題をしたい。

I 本質究明の位置づけをめぐる

過去において教科教育での問題は教師の言うことを良くきく、そのトレーニングの場として体育

の場が重視されてきた。どうして体育でそれが期待され、またそれが容易なのか。それはスポーツが根本的にもつ性格かどうか疑問でありそれを考える必要があった。スポーツは身体運動を通して楽しむもの、一定の精神的空白におくものではないか。それではスポーツの本質とは何か、そこに関心をもった。スポーツのもつ主体形成にとっての良い面と悪い面がある中でスポーツの本質がどうかかわるかが関心事であった。

この議論の中で報告者はヴォールの発言をひいてスポーツは何らかの形でイデオロギー的に方向づけられているが、その前の状態が本質としてあるのではないかと述べた。これに対し本質を問うことは階級性を考える以前のレベルで核心を把握することのように聞こえるがこれでよいのかという反論もなされた。これらについてはヴォールの理論的枠組をめぐって意見の交換がなされたが特に結論を導くことはしなかった。

II スポーツの構造をめぐって

ここでの議論は「構造」をどう定義するか、そして本質究明とかかわって構造をどう描くからにはじめられた。その上でスポーツの構造をなすABCのそれぞれの意味と相互の関連そしてスポーツの構造を明らかにする前提としてのスポーツと社会の関係などが検討された。

第一の構造の定義と構造図に関しては、一定の構成原理と枠組みをもって形作られ、運動の中で階梯づけられ組立てられたもの、或はあるものが他のあるものと関係なしに存在しえない結びつきをもち全体としてまとまりをもつものであり、構成要素が必然的に依存関係にあるものという考え方が示された。そしてこれらは同心円的なものや階段（梯）状の積み重ね構造が考えられ、それらは構造の動きによって全体の成り立ちが変化していくものである。この意見の提示は今回提起された同心円の構図の根拠を問うものでもあった。

次いで内部構成としてのABC相互の関連について検討が加えられた。つまりAはAなりの論理と構造をもちながら、それぞれに浸透しあっている。現実的に技術活動(A)は組織的活動(B)である、

クラブ、チームそして技術的基礎となるコンビネーションプレーというものに結びつき重なり合う。この意味でAB両層は関連をもち、支えあっている。つまり各層・各レベルは個別に存在し位置づくと同時に常に関連をもつものと考えるべきである、との方向が確認された。

III スポーツの競争をめぐって

報告は先行研究の分析からスポーツにおける競争を三つの側面に分類した。それはスポーツに参加するために経なければならない競争(イ)、スポーツそれ自体がもつ競争(ロ)、そしてスポーツの結果（記録）がもつ競争(ハ)、であった。しかし「参加の競争」はスポーツがもつ本質とは無関係であり、むしろ社会的諸制度がそれに関与し阻害要因となっているとする意見があった。すなわちスポーツの本質に接近できないという問題であって、本質論議とは別の問題であるとするものである。ここで注目すべきことは反スポーツ論者のいういわゆる競争は三つの質の異なる競争を一つの競争として捉えようとするところにある。そこでそれらを区別するためにはイ・ハの競争の特殊性を表現するために何らかの工夫が必要となるであろう。スポーツそれ自体がもつ競争は、それをもつがゆえに文化が成り立つのであり人間を高めるものでさえある。イ、ハの競争はむしろ多くの人間に制約をかけるものである。つまりイ、ハの競争は弱肉強食の思想にもとづくものであり、ロの競争が正当に行使されるならば人間の向上発達のためになりうると捉えることができる。芝田はこのこととかかわって、スポーツ自体がもつ競争の中に上記二つの競争：弱肉強食の競争と人間向上発達のための競争があると言っている。

このスポーツ競争の問題はスポーツの本質究明ともかわってアマチュアスポーツとプロスポーツとどう関係があるのか。プロはスポーツの本質を崩壊しようとする重要な様式であると言えるかもしれないし、その逆であるかもしれない。楽しみのためのレクリエーションスポーツは楽しさ、陽気さを強調するものであり、プロスポーツは競争の強調がなされ属性部分に力点がおかれている

のである。

IV 同根異種説をめぐって

同根異種とはスポーツが労働を基盤としてそこから派生し、相対的に独立したものであるという意味である。しかしスポーツが何を契機に、何時労働から独立し分化したかをどのように見きわめるかが問題となった。このさいスポーツの起源と成立を明確に区別して考えるべきであり、とくに成立については構造的変化をみることの必要が表明された。

そして、身体文化なりスポーツなりの成立というその本質の特徴をそなえて、ここから独自の発展をしていく成立時点とそれの人類史における起源を分けて、それぞれの過程を考えるべきである。その時同根異種のもつ意味がどうなるかを つめていく必要のあることが確認された。

× × ×

長時間にわたり、細密をきわめ多岐にわたった議論の記録は厩大なものであった。これらをここに収録することはとうてい不可能であるが、それらをまとめて御紹介することも私の力の及ぶところではなかった。それゆえ私のとくに印象に残った部分だけを、私の言葉で適当に書き残したものである。多くの間違いや偏見があらうと思われる。そこでこの重大な議論の内容については一部始終を収録したテープが保管されているのでそれを参考にさせていただきたいと思う。

発言をされた方々の御意見をここに書き留めることが出来ず、多数の人たちにわれわれの議論を十分に理解していただく機会を作りえなかった責任を感じただお詫をするだけである。

(文責・川口智久)

〔海外研修報告〕

(1) スポーツ研究における黒人アメリカ人競技者の位置

川口 智久

1983年4月から1984年3月まで海外研修の機会を与えられ、ノースキャロライナ大学チャペル・ヒル校に在籍した。ここでの私の研究は黒人アメリカ人が人口比を大巾に超えて、大量にアマ・プロのスポーツ界に進出している理由を明らかにすることであった。このことは黒人アメリカ人競技者の進出が直接、間接、現在と将来のスポーツのあり方に与える影響、彼らの進出によって莫大な利益を得る者の解析、そして人種差別や貧困が顕在化している状況の中でスポーツによる黒人アメリカ人の社会的地位、経済的環境の改善の可能性などを明らかにすることであった。

しかし、この研究では黒人アメリカ人競技者を現在直接的対象にしてはいるが、決して黒人選手研究に留まるものではなくアメリカスポーツの全体像を明らかにすることを目指すものである。また現段階で今までなされてきたスポーツと社会にかかわる研究の多くは体育・スポーツの問題をときあかすためというよりは、むしろ社会科学の諸領域の問題を解明するための一つの手段としてスポーツが用いられていたものであった。それゆえ、経済学、社会学などの研究方法と成果に学びながらスポーツ研究の独自の領域としてのスポーツ学研究或はスポーツ社会学研究の確立を目指しつつ、スポーツの現実的姿を黒人選手分析を媒介として鮮明にし、スポーツ文化のあり方を見通していきたいと念じている。

1. アメリカスポーツの一つの特徴

アメリカのスポーツがおかれている最も特徴的な姿の一つは、それが常に「みる」対象として存在していることであり、必然的に利潤の追求と結びついていることである。この意味でプロ・スポーツがこの過程を迎えることは当然として、現実的大学スポーツが同様な様相を呈していることを特

に指摘しなければならない。しかし大学スポーツのもつ問題性が社会的に十分認識されておらず、そのあり方をめぐって十分な議論が起らないのみならず、積極的に肯定しますます一部大学においてスポーツプログラムが巨大化し、興行化の傾向を強めているといえよう。それゆえ、大学スポーツはアマチュア・スポーツという仮面のもとに異常な事態へと進行していると言ってよい。また大衆の側も、プロ・スポーツに対する態度と同様に大学スポーツに接している。つまり大学名を冠せた「企業チーム」の「学生」競技者の存在を承認し、それらが生み出すいろいろな問題について極めて寛容な姿勢をもっている。特徴的な問題を挙げれば次のようになる：

a) TVのスポーツ支配

問題のうち特に重要なものとして指摘しなければならないのは、スポーツの興業化であり、それとの関連でテレビによる大学スポーツの支配という事態である。ちなみに本年のローズ・ボウルの放映権料は概算 500 万ドル（約11億 5 千万円）であった。

b) 奨学金による学生競技者の支配

スポーツ能力の優れたものに奨学金が支給されスポーツ活動と勉学の機会が与えられると言う。しかし現実にはスポーツ活動が優先し、十分な勉学の条件を持っているとは言い難い。それは学生選手の商品化が進行し、選手資格を得るのに必要な最低限度の単位を揃えるために安易な授業のみを履習させ、単に「四年間」の在籍のみが残るというケースが決して稀ではない。

c) 黒人選手の積極的利用

黒人競技者はいまやアメリカ・スポーツにおいて多数派になっている。大学スポーツが興業化しTVの支配下において勝利至上主義の道をとる時必然的に技術優秀な黒人選手に依存しなければならないになっている。

d) スポーツ予備軍としての黒人少年

黒人のスポーツ界への圧倒的な進出は黒人少年にとって大きな励しとなり、生活におけるスポーツ活動への傾斜が目立つようになる。そして将来

のスポーツ選手としての予備軍が形成される。

2. 勝利至上主義と黒人選手の問題

今日プロ・アマを問わずバスケットボールの出場選手の八割は黒人選手である。他のメジャースポーツ（野球、フットボール）でも30～60%を占めるまでになっている。この問題はボクシングを除けば1947年のJ. ロビンソンの大リーグ入り以後のものである。しかしこのことはアメリカにおける人種差別の完全解消のうえに立つものではなく、むしろ人種問題を前提にした黒人アメリカ人の資本による利用という面が強い。大学スポーツに限定した場合でも、人種差別において特殊な立場にあった南部の諸大学が興業化、選手の商品化という立場から黒人選手を積極的に採用（入学許可）し利用している。学生競技者の商品化は黒人アメリカ人の場合は最も顕著にあらわれていると言ってよい。つまり彼らの大学卒業率は白人選手に比して明らかに低くなっているし、専攻においても体育、レクリエーションといった競技生活と結びつき易いものが目立つ傾向にある。

彼らのこのようなスポーツに対するかかわり方は決してアメリカ社会における彼らの抱える問題を解消することにはならず、むしろそれらを固定化するか相対的に生活の悪化につながる可能性をもっているのである。

3. 体育・スポーツ研究と黒人問題

体育・スポーツ研究にとって黒人アメリカ人の問題は重要なかわりがあるという認識をもっている。それはアメリカ・スポーツの重要な側面である「みる」スポーツが黒人競技者によって支えられているからである。そしてそのこととかわって黒人競技者のチーム内差別、例えばコーチ、監督への登用、ポジション割当て、給料の問題など一定程度研究が進められている。しかし最も重要と思われることは黒人選手が生み出される理由とその利用が、完全にスポーツの興業化と結びつき商品化する点においてスポーツのあり方、スポーツの質の変化をもたらしている。現在アメリカ

の学界はこの問題に対して十分な認識をもっていない。また体育・スポーツ研究における特色の一つは、現在のスポーツ状況を如何に説明し理論化するか（正当化）、そして適度な調整によって問題の顕在化を如何に防止するか（管理化）という点にあり体育（スポーツ）管理学とスポーツ社会学の必要性が承認されているといえる。逆にここに体育原理、スポーツ学の不毛の原因があろう。

(2) フランスのスポーツ事情

伊藤 高弘

1. はじめに

本稿は、フランススポーツ運動の研究（1983年9月27日別掲「上野卓郎報告」参照）と区別し、1984年4月4日～13日の期間訪仏するにあたって、事前事後および現地での学習・見聞したことをまとめたものである。

2. フランスの国有企業化について

健康を害ねて一日遅れの出発となったが、直行便の関係ではじめて「エール・フランス」を利用することになった。周知のように、「エール・フランス」は、ルノーやTGV（国鉄新幹線）などとともに、フランスを代表する国有企業である。これまでに利用したエアフロート（SU）や日航（JAL）の場合、シャルル・ド・ゴール空港に到着してから、出口までたいへん長い距離を歩かねばならなかったが、「エール・フランス」の場合、チェックをうけたあと、すぐ前の待合室に入ると、これがそのままバスとなり乗機に横づけされる、という便利さであった。そればかりではない。機内では、味噌汁のサービス、アルコールやイヤホンも無料で、この点でJALと異なり、乗員（含日本人）のチームが、日本語に習熟しようとしている努力がうかがわれ、フランスが国有企業の売りこみにかける意気込みが感じられたものである。

この航空産業は1933年に、鉄道は1937年にそれぞれ国有化されたのであるが、鉄道の場合は先行する1921年に政策統一が行われている。したがっ

て、1981年6月、ミッテラン勝利後の革新政権による国有化推進が、先進国の「小さな政府」論や民営移管、とくにイギリスのサッチャー内閣のそれとは逆行するとして批判されているが、半世紀におよぶ保守・革新を問わず追求してきた政策なのであることを銘記しておきたい。これは西欧と世界の中心的役割を果たしてきたし、今日もその栄光の維持・回復につとめている大国の矜持であり、風土に根ざすものであるが、1920年代に敗戦国ドイツにたいして、イギリス・アメリカのテコ入れがすすめられたことに対抗し、重化学工業化への転換をめざしたものと連動しているものであった。そして、いうまでもなくこれら国有企業の労働者スポーツマンはFSGTの中軸を形成している。

3. ワインとカルドバス — 地理的条件の相違の認識

離日前にみたTVで、フランスの農民が農業政策に反対し、高速道路に車を集中し交通ストライキを行っている場面や牛乳を棄てるシーンをみた。すでにEC諸国の農業政策が、非EC加盟国との競合および市場の独占をめぐる、困難に直面していることを知っていた。最近では、あきれるほどの低価格による余剰農産物（ワインなど）のソビエトへの売約成立がそれである。日本にたいしても、香水・ファッションや航空機とともに、コニャック・ブランデー・ワインのセールスが熾烈をきわめている。

さて、今回（FSGT第26回全国総会参加）、現地で、ノルマンディ・ルアーブル周辺のスポーツマンと交流することができた。食事時に、アペリチーフ（食前酒）、ワインとともに「カルバドス」（リンゴ製のブランデー）をごちそうになった。またリンゴ製のシードル（ビール風）もおいしかった。

別の食事時に、南仏・アビニヨンの関係者と懇談し、おみやげにワイン（「バブー・ド・ヌフ」「教皇の館」の意）をいただいた。これまで三回の滞仏がバリ中心であって気付かず、認識不足であったが、帰国後の調査・学習では、ヨーロッパ

を丸ごとではなくて、三層（東ヨーロッパ、セーヌ河中心、南仏と地中海世界）としてとらえ、さらにノルマンディやブルターニュ（フランス西部で、ドーバーから太西洋に面した地方）では、人種・言語・王国の成立・併合の事情が異なることがわかった。ごちそうになったノルマンディのカルバドスやシードルは、海洋性気候による牧草・牧畜のさかんなところでの産物であり、ワインやオリーブのとれる地中海性気候・土地とは対称をなしており、同時に複合している。

さて、先に農業・余剰農産物のことについてすこしばかりふれたが、フランスは基本性格としては農業国である。芸術・文化の都ーパリ、世界政治の中心であったフランス、エッフェル塔、ルーブル美術館、セーヌ河といった類の私の理解は、フランス人の富士山、芸者、天婦羅、寿司の日本理解とは大差がない。農業から工業への政策転換は、1920年代にはじめられ、当時全人口にたいする農業人口は54%であったが、1970年代では15%と半世紀の間に激減している。しかしながら注意を要することは、農業経営規模のスケールの大きさである。フランスでもっとも少数の1ヘクタール（一町歩）以下は、日本の中・大農にあたる。約50%が10～50ヘクタールである。歴史と伝統をもつ農業・農村・農民の社会は経営規模とも関連して、出稼ぎの必要性は少なく、保守的性格を温存する基礎をもつ。F S G Tにとって、農民のスポーツ振興はこんどの課題の一つである。

4. 『フランスの異邦人』——移民を中心に

エッフェル塔の背後に「シャイヨー宮殿」がある。ここからのパリ市内の眺望が一番良いといわれるが、広場では移民が大勢見掛けられる。モンマルトルのサクレクール寺院の前もそうだった。朝早く市内を清掃車が走る。道路や下水道・メトロの清掃などすべて彼らが専業としている。

『フランスの異邦人』（中公新書）※によれば、「1920年からの10年間に、フランスに導入された外国人労働者は、その30%がイタリア人、20%がポーランド人、18%がベルギー人、15%がスベ

フランスの外国人人口 P. 31

		1982年1月1日現在	1980年1月1日現在
総人口		54,334,871	53,589,000
外国人人数 (総人口比)		4,223,928 (7.77%)	4,124,317 (7.69%)
うち、難民 及び無国籍者		130,249	108,566
外国人の主要国籍 (難民、無国籍者を除く)			
ヨーロッパ	ポルトガル	859,438 (21%)	866,610 (21%)
	イタリア	452,035 (11%)	483,569 (11.7%)
	スペイン	412,542 (10%)	445,368 (10.8%)
	ユーゴスラヴィア	67,764 (1.6%)	70,550 (1.7%)
	ポーランド	66,317 (1.6%)	70,056 (1.7%)
アフリカ	トルコ	118,073 (2.9%)	92,772 (2.2%)
	アルジェリア	816,873 (19.9%)	782,111 (19%)
	モロッコ	444,472 (10.8%)	399,952 (9.7%)
	チュニジア	193,203 (4.7%)	183,782 (4.5%)
	セネガル	29,188 (0.7%)	29,828 (0.7%)
	マリ	19,992 (0.5%)	18,273 (0.4%)

() 内は外国人人数中に占める各国国籍者の割合
(ル・ボワン紙、1983年3月21日号より)

ン人だった。」(30頁) が、今日では上表のように変化している。この他に、難民（ボートピープルなど）、ジブシー（旅の人の意）の、ロム・ジタン・マヌーシュの三グループ、ユダヤ系フランス人、等々が存在する。これら異邦人を迎え入れる根拠は、遠くフランス革命の「人および市民の権利の宣言」と1848年・第二共和制における「不幸な者に祖国としてフランスを与え、遺産としてフランス市民としてすべての権利を与える」（政令）にある。これら移民労働者は、大都市および工場地帯に集中している。生活し職を求めるための集中は不可避的である。今次総会場—中部からやや地中海よりの斜陽化した石炭・鉄鋼業地帯・サン・エチエンヌは、河を中心に左右の丘陵にはさまれた人口約25万人の都市である。ながく革新市政がつづいていたし、サッカーのさかんな地方で有名である。丘陵の頂上にむかってらせん状に道路があり、左右にアパートが建ちならんでいる。道路や学校にはすべて著名な音楽家の名が冠せられている。このアパートの住民の大半が移民だった。私たち外国人代表団一行の説明にあたっ

たFSGT・ムスタール会長は、眼下のアバートと周辺で遊んでいる子どもたちをみやりながら「ボク・ナシオナリテ」（多国籍）といって肩をすくめながら笑った。だが陽気な笑顔の蔭に、移民の生活・就職難非行一掃と青少年教育、言語・風俗・習慣の違いから生れるトラブルを解決するために「FSGTは奮闘しています。ご理解いただけましたか」というシビアな質問が隠されているように思えたのである。総会期間中の午後、グラウンドでFSGTvsレバノンのサッカー交歓試合が行われた。この企画は、多分、祖国を追われたであろう移民と子弟たちにとって、何よりのプレゼントとなったことは想像に難くない。なにしろ有色人種あげてレバノン・ヘブロンチームに声援を送っていたのだから。この企画はまた、青少年に生きる喜びとスポーツによる人格形成の見通し・展望をあたえようとしての集中的表現であろうし、立案・主管したFSGT・サン・エチエンヌ地区組織の威信を高めることに少なからず貢献したであろう、と思われる。私は、フランス共和国の精神はこうした形で今日に継承されていると思った。

5. フランス教育制度改革と新スポーツ法案

1982年4月、早川、伊藤の両名が訪仏した時、フランススポーツ界には劇的な変化がおこっていた。この変化は、1981年6月、ミッテラン当選による革新政権誕生と連動していることはいまでもない。CNOSF（フランススポーツ・オリンピック全国委員会——日本体育協会とJOCが一緒になったようなもの）でながい間冷飯をくわされてきた反主流派のネルソン・バイユー氏が会長に就任。その直後に開かれたFSGT第25回全国総会時の来賓あいさつの中で、CNOSFは、これまで疎遠な関係にあり、敵対的な関係にあったFSGTとスポーツおよびオリンピック運動の発展のために共同する、とのべ熱烈なラブコールを送ったのである。日本では中央政治が革新化したからといって、ただちに日体協と新体連（新日本体育連盟）が共同することは困難であろう。無論、

スポーツ界の民主化のためにスポーツ運動を展開しているのであるが。

以下は類推であるが、1958年以降の大統領の権限は絶大なものがあり、そのことが速因をなしているのかも知れない（宮沢俊義編『世界憲法』『フランス共和国憲法・解説』岩波文庫 参照）。

FSGTは、ミッテラン政権後、補助金を交付されることになり財政的・組織的基盤も安定化の道を進みはじめた。しかしながら、フランスの古い伝統と教育およびスポーツ法が学校と国民のスポーツ運動の桎梏となっていることが誰の目にも明らかとなってきた。また現行法が小・中学校の体育の時間を週5時間と定めていながら、実際には3時間の指導にとどまっていたり、教育条件の不備も法改正をすすめる要因の一つとなった。さらに、国民のためのスポーツ指導員養成と資格認定機関が少なく、したがって特権化し、これにたいしてFSGTは門戸を開放し、要求に応えるべきでそのために法改正すべきである、と主張していた。

2年後の1984年4月12日、国民議会（下院）は社共両党の賛成で「新スポーツ法案」が採択された。1969年フランス共産党が提唱し、社共の共同綱領に明文化され、法案として採択されるまでに15年の歳月が、1975年、フランス体育教員組合（SNEP）が、はじめて街頭に出てデモンストレーションを開始してから10年目の成果であった。

この法案の核心は、CNOSF・FSGTとともに地域・労働・青年など各界各層の代表と各関係省庁の大臣とが政策を確定し国会に提出する権限をもつCNAPS（体育・スポーツ高等評議会）を確定したいことである。その結果、CNAPSはスポーツの普及と向上なかんづくオリンピック運動を文字通り国民の“共同”の事業として推進することになった。日本のスポーツ振興法の、文部大臣が計画を策定することとの対比を試みられたい。

※林瑞枝著 1984年

「研究年報 1984」 訂正表

誤

正

p. 11 左下から7行め

それが「日本近代化の
世界史位置」だ。

そう、明らかにどちらか
に傾斜がかかっ

p. 11 左下から4行め

その成果が明治維新の
政界史としてでた。

それが「日本近代化の世
界史的 position」だ。

p. 30 右下から7行め

確定したいことである

確定したことである